

幕末・長崎における競馬場設置問題

The Plan of Nagasaki Race Course in Baku-Matsu Era

立 川 健 治

1. はじめにー
2. オールコックの来訪：浦上新田競馬場設置の内定
3. 戸町案の攻防
4. パークスとロッシュ：時津遊歩道と居留地内（浪之平）遊歩道
5. 浪之平遊歩道合意へ
6. おわりにかえて

1. はじめにー

日本で、本格的な恒久施設として競馬場が初めて誕生したのは横浜根岸、1866年12月のことだった¹⁾。だが、それが長崎となった可能性も充分にあった。1865年7月、横浜の競馬場設置が棚上げになっている段階で、幕府はその建設にゴーサインを出していたからである。もしそうなら、グラバー商会のトーマス・グラバー Thomas Glover が自分のアラブ馬を出走させ、坂本竜馬ら亀山社中（海援隊員）が観戦に訪れ、参加したりしていたかも知れない。後にグラバーやその商会員は、1868年から開始された神戸の競馬に積極的に持馬を出走させていたし、また横浜では「武士」の参加を要請するのが常であり、長崎でも同様のことが行われる可能性が高く、馬好きの土佐人ならばそれに応じただろうからである。そして長崎は、当時有数の馬産地であった鹿児島にも近く、中国の競馬の中心であった上海にも三日余りの航路で、競走馬を導入するには恵まれていたから、横浜よりも盛んになる可能性もあった。

私は先に、横浜において英国人を中心とする居留民が競馬開催を強く欲求していたことを論じた際、その背景として、①西洋人にとって、実際の足としての役割にとどまらず馬がステー

¹⁾ 以下、横浜の競馬に関しては、拙稿「幕末～文明開化期の競馬—横浜・根岸競馬場をめぐる—」『富山大学人文学部紀要』第20号 1994年3月。

タスと結びつくような社会文化的意味をもっていたこと、②日常のストレスを解消し、心身の健康を維持するためにはレクリエーション、運動（スポーツ）を必要とするイデオロギーをもち、その代表的なものが乗馬であったこと、③そのような馬とともにあった日常から、相互に馬の速さや持久力、飛越の巧みさを競うようになったこと、④これらの延長線上に「社会生活の必需品の一つ」、あるいは「外国人社会全体を沸き立たせるお祭り」として競馬が求められていたこと、⑤下水道や道路の整備と同じように、競馬場やレクリエーション・グラウンド（遊歩道・公園・運動場）の設置も横浜という空間（居留地）を構成する要素として欠くことができないものであったことなどをあげた。長崎においても、その事情は横浜と同様であったが、長崎の地勢上からいって、②の欲求はとりわけ強かった。

というのは、長崎居留地の遊歩区域は御料地（幕府直轄地）内という規程であり、浦上、日見峠、茂木あたりまでがその範囲だった²⁾。したがって遊歩区域は、横浜が10里であったのに対して、長崎では最大でも茂木までの約3里ほどで、平坦地も少なく、乗馬などのレクリエーションの機会が制約されていたからである。たとえば居留民が好んだ時津（現・長崎県西彼杵郡時津町）までの浦上街道の乗馬も、大浦番所（現・長崎市若葉町長崎大学付近）から先は大村藩領であったから、規程上は違反であった。時津までの乗馬は既成事実化していくとはいえ、幕府は、居留民たちが、長崎周辺の大村、鍋島藩領に入ることを極力禁じようとしていた³⁾。

このような制約があっても、居留民は、乗馬だけでなく、ピクニック、散歩、狩猟、ボーリング、それにレガッタとできうる限りレクリエーション、スポーツ（運動）の機会を作り出し、それを楽しもうとしていた⁴⁾。繰り返せば、上記②のようなイデオロギーもっていたからである。だが、居留地と狭い遊歩区域に閉じ込められる限り、それに対する居留民たちの欲求不満は、年とともに強まっていった。出島時代に比べれば大いに行動の範囲は広がっていたとはいえ、閉じ込められるという事態に変わりは無かったからである。

その不満を解消する突破口として、長崎の居留民は、1863年初春頃（和暦2月）には、長崎奉行に競馬場設置を打診、居留地（現・長崎市東山手町、大浦町、南山手町一帯）の整備が一

²⁾ 以下、遊歩区域に関しては、菱谷武平著/出島研究会責任編集『長崎外国人居留地の研究』九州大学出版会 1988年 28～30頁。

³⁾ たとえば、「寅六月十日英岡土館おいて同国公使応接大意」・「寅六月十四日英岡土館おいて同国公使応接大意之内書抜」『文久二年戊ヨリ慶応三年卯マテ雑書書抜』（長崎県立図書館蔵）森永種夫校訂『長崎幕末資料大成』長崎文献社 1970年 所収 405～417頁、F.O.262 Vol.114.from Marcus Flowers to Sir Harry Parks No38.26th, September1866, カッテンディーケ/水田信利訳『長崎海軍伝習所の日々』平凡社 1974年 31頁。

⁴⁾ たとえば、前掲カッテンディーケ/水田信利訳『長崎海軍伝習所の日々』49, 141～143頁、ポンペ/沼田次郎・荒瀬進共訳『ポンペ日本滞在記—日本における五年間』雄松堂 1968年 266頁、ペーパー/坂井二編・訳『横浜・長崎・新潟—ドイツ商人幕末をゆく！』新潟日報事業社 1997年 135～6, 140, 245頁。また前掲菱谷『長崎外国人居留地の研究』107頁。

段落を告げた1864年には、本格的交渉に入った⁵⁾。長崎の居留民も、横浜では、1862年5月、10月と競馬が開催され、幕府が競馬場設置を確約していたことを、すでに知っていたからである。横浜を見れば、地勢上の制約はあっても、長崎でも実現の見込みがあると考えても当然であった。しかもその願いは切実であった。

候補地は、浦上新田（現・長崎市茂里町一帯）。居留民たちは、大村湾に面した時津（ときつ）までの浦上街道での乗馬を好んでいたが、その事実上の出発地がこの浦上新田付近であったから、その広さが着目されたのも不思議ではなかった。ただし、居留地からのアクセスがよくなかった。当時は現在と異なり、浦上川が長崎湾に注ぐ河口地点がこの浦上新田で、長崎市街までの海岸沿いには崖が西坂まで続き、その崖沿いの道はかなりのアップダウンがあった、急ぎ足で歩いてても居留地からはゆうに一時間以上はかかり、馬で通るのにも苦労を要したからである。居留民が時津まで遠乗りにてかける際には、居留地から浦上新田までは小舟で30分ほどかけて行くのが通例となっていた。



長崎港地図。

細線が現在、太線が1858年頃の海岸線。①浦上新田（現・長崎市茂里町一帯）、②鍋島藩邸（現・JR長崎駅付近）、③出島、④大浦居留地。（岡林隆敏「古写真に見る長崎外国人居留地建設と近代都市形成」岡林隆敏/林一馬/長崎市教育委員会編集『長崎古写真集』居留地篇 長崎市教育委員会 1995年 所収 124頁のものに立川が手を加えた。）

5) 「新田地主飛鳥八右衛門ヨリ競馬場築立方其外地料等之儀ニ付差出候願書」、長崎奉行服部左衛門佐「当地外国人申立之馬場之儀ニ付申上候書付」『自元治元子年至慶応三卯年 外国人遊歩場御用留』（長崎県立図書館蔵）。この『外国人遊歩場御用留』は、3分冊からなっており、上記の文書はその1分冊目に収められている。1864（元治元）年から1867（慶応3）年までの競馬場設置問題関係資料がほぼ網羅されている。以下、同資料については、文書の分冊も記して、たとえば一分冊目に所収の場合、『遊歩場御用留 一』と略記する。『遊歩場御用留』を抄録したものが、『続通信全覧』に「長崎競馬場遊歩場設置一件 一、二、三」（通信全覧編集委員会編『続通信全覧』三七 類輯之部二 地処門 雄松堂出版 1986年 615～675頁）としてまとめられている。ただし、一部のものはこの『設置一件』にのみ所収されているものもある。『遊歩場御用留』の文書が『設置一件』に所収されている場合は、上記雄松堂出版の『続通信全覧』該当頁数を『遊歩場御用留』の文書名の後に掲げる。上記二つの内、後者が『設置一件』に所収されているので、凡例としてその表示法を示しておく。長崎奉行服部左衛門佐「当地外国人申立之馬場之儀ニ付申上候書付」『遊歩場御用留 一』、『設置一件 一』619～620頁。



1868年頃の長崎港，手前の山下に長方形の街並みが大浦居留地，右手に出島，その奥が長崎の市街地。湾の奥が浦上新田と浦上川の河口。（同上 42頁）

そのような立地条件でも，平地が狭隘という長崎の地形上，浦上新田が，居留地から最も近い地点での候補地だった。計画によれば，競馬場は，幅員約18メートル，周囲約1400メートル，その総面積約7520坪，工費は約1万ドルあるいは5500両。用地収用は，横浜と異なり借地方式，年間借地料は1700ドルが予定されていた⁶⁾。このような本格的な競馬場の設置計画は，繰り返せば，長崎近傍では浦上新田のみで可能だった。

現在から見るとたかが競馬場設置ではあるが，当時はすぐれて外交問題でもあった。英国初代駐日公使ラザフォード・オールコック Ratherford Alcock，その後任のハリー・パークス Harry Parks は，横浜でそうであったように，長崎の競馬場設置問題でも重要な役割を果たした。またパークスとライバル関係にあったフランス公使レオン・ロッシュ Leon Roches が，この問題でもパークスに対抗姿勢をとり，その関与が交渉のターニングポイントとなった。また各国領事の利害もぶつかり合うなど，長崎奉行は，その対応に追われ，幕府の決断を求めるが，結局，時間切れとなってしまった。

本論は，浦上新田案に始まった長崎の競馬場設置をめぐる動向を，1867（慶応3）年までの範囲で，外交交渉を中心に追っていくものである⁷⁾。

⁶⁾ 前掲長崎奉行服部左衛門佐「当地外国人申立之馬場之儀ニ付申上候書付」。

⁷⁾ 競馬場設置問題の経緯を網羅した『遊歩場御用留』を用いた研究としては，管見によれば，菱谷武平「パークスの遊歩場構想について―出島趾復元の一示唆」『長崎談叢』第57輯 1975年1月が唯一のものである。私は，迂闊にも，この菱谷の論稿の存在を本論がほぼ脱稿するまで知らなかったが，菱谷がいうところの「パークスの遊歩場構想」は，競馬場設置問題の全体像を明らかにしているとは必ずしも言いがたい。たとえば，菱谷のこの論稿のモチーフは，その題名に示されているように，居留民の生活圏の一部として要求し続けた「遊歩場の問題―馬乗場と遠乗りの遊歩道の計画が土地問題を中心に解決出来ず行き悩」み，結局，幕末史の中で「陰の立役者の役割を果たしたパークスが，「この遊歩場の問題を長崎居留地前面の海岸附整備の一環の中で構想し，強引にそれを幕末から新政府への移行の裡で実現に行った経緯を明らかに」することにおかれている。ここで言及されている「長崎居留地前面の海岸附整備」とは，出島，新地，梅ヶ崎，大浦バンドをへて浪之平までがひとつの道路につながれたことを指しているが，結果的には「馬乗場と遠乗りの遊歩道の計画」が姿を変えて「海岸附整備」として実現はしたが，菱谷が分析したような経緯でそれが実現したわけではなかった。この構想は元来，この問題でもパークスと対抗関係にあったフランス公使L. ロッシュのプランであり，パークスがそのロッシュ案に同意したあとでも，競馬場・遊歩道の要求を撤回したわけではなかったからである。

*本論では、年月日については、原則として1865年5月1日（慶応元年4月7日）というように、陽暦（和暦）で表記する。ただし、資料に丑正月という形で記載されている場合には、慶応元年正月が1865年2月26日～3月26日に相当するので、慶応元年正月（1865年2～3月）と記載する。

また文書の引用にあたっては、適宜、読み下しあるいは現代語訳を併用する。

2. オールコックの来訪：浦上新田競馬場設置の内定

浦上新田に計画された競馬場設置案（以下浦上新田案）が、まず直面した問題は、地主や農民からの強い反対であった⁸⁾。長崎代官から打診を受けた地主らは、元治元年3月（1864年4月中旬～5月中旬）、収用から受ける打撃が極めて大きいと、計画撤回を申し入れた。①浦上新田は、8町1反余から74石の収穫高を誇る上田でほとんどの年貢米がその収穫に頼っていること、したがって収用されれば、その補償（作徳銀）を受けても、貢租に耐えられないこと、②数百の小作人に対する補償が十分にできないこと、③競馬場設置は周囲の田畑の水利にも悪影響を与えること、④居留民との不測の事態が起ること、などがその理由としてあげられていた。

これを受けた代官、奉行は、補償金に相当する借地料を高額に設定することで地主、農民の説得につとめた。その結果、借地期間10年、借地料年間約1700ドルという条件で承諾させることに成功した⁹⁾。

1859（安政6）年、長崎と同時に開港された横浜では、居留地の用地は買い上げられて官有地となり、各区画毎に借地権をせりにかけて、居留民に貸渡される形態がとられた。また後の1868（慶応4）年に開港された神戸も、横浜と同様であった。

これに対して、長崎の居留地は、民有地と官有地が3対1の割合からなっていた¹⁰⁾。借地料もせりの結果ではなく、あらかじめ土地の三つの等級に応じて、100坪に付、上等37ドル、中等28ドル、下等12ドルと定額であった。この借地料は、1866（慶応2）年頃から居留地整備の費用にあてる2割ほどが差し引かれることになるまでは全額地主の収入となっていた。この方式は、商人たちの出資によって1836年に完成した出島の借地料が、その商人たちに支払われて

⁸⁾ 以下、地主らの反対に関しては、長崎代官高木作右衛門宛「乍恐以書附奉願覚」『元治元年御用留』（長崎県立図書館蔵）。また森永種夫『幕末の長崎—長崎代官の記録—』岩波新書 1965年 108～9頁、菱谷武平「パークスの遊歩場構想について—出島趾復元の一示唆」『長崎談叢』第57輯 1975年1月参照。

⁹⁾ 以下、この居留民、奉行、地主の交渉については、特に記さない限り「子十二月五日於英国岡士館ミニストル并コンサルガール応接大意書之内馬乗場一条書抜 応接書之内浦上村新田江競馬場補理一件書抜」、前掲「新田地主飛鳥八右衛門ヨリ競馬場築立方其外地利等之儀ニ付差出候願書」、前掲長崎奉行服部左衛門佐「当地外国人申立之馬場之儀ニ付申上候書付」。

¹⁰⁾ 以下、長崎居留地の借地形態に関しては、前掲菱谷『長崎外国人居留地の研究』56、472、486、525頁参照。

いた形態を居留地についても受け継いだものだったものと思われる（なお出島は、1866年、居留地に編入される）。

奉行の浦上新田案は、この民有地の借地方式にならったものだった。もし工事費を地主たちが負担しないとすれば、100坪に付22.4ドル、大浦、東山手、南山手各居留地内の民有地のほとんどが下等であったことを考えれば、地主たちにとっては相当の好条件であった。したがって、つぎの問題は、約1000ドルあるいは5500両と見積もられる建設費用を誰がどのように負担するかであった。

当初、長崎奉行は、居留民の負担を求めたが、居留民側は、これを拒否、地主負担を主張した。横浜では、競馬場は居留地に必要な公共施設としての取り扱いを受けていたが、長崎の居留民もその前提にたっていた。だが居留民が、ここで幕府ではなく地主負担としたのは、幕府が買収して貸与する横浜の方式ではなく、借地料が地主に支払われるという長崎の方式に対応したものだだった。

これに対して、地主たちが自己の權益を守ろうとしたのも当然であった。負担の交換条件として、①借地料4年分約6400ドルの「前渡」、②用地が返還される場合の補償¹¹⁾を求めてきた。①に関しては、予定工費10000ドルが高めの見積もりで、実際は6400ドル程度で竣工できるということであろう。そうであるなら、数年で返還された場合でも、②が最低10年間の借地料の保証を求めたものであることを勘案すれば、地主らの借地料受取予定総額は、10年間で10600ドル、年間100坪に付14.1ドルになる計算となり、これでも居留地の下等地の1.5倍になった。これは、10年間の借地料支払いが前提となっていたから、地主らは、②については、この浦上新田案交渉の最後まで、妥協する姿勢を見せなかった。

だが居留民の立場からみれば、こういった条件をのめば、その後の土地をめぐる交渉でも、既得權益を後退させる形での負担を強いられることになりかねない。居留民たちは、これを強く拒否した。だが当然、地主らも譲らなかった。

ここで交渉は、暗礁に乗り上げた。その打開策が居留民には見出せなくなっていたとき、長崎に立寄ったのが、召還命令を受けて本国に帰任する途中の初代英国駐日公使オールコック。1864年12月末から1月初旬（元治元年12月初旬）にかけてのことだった。

オールコックは、フランス、アメリカ、オランダ公使から長州藩に対する軍事行動の合意を取り付け、1864年9月、四カ国連合艦隊を率いて下関遠征を行い、圧倒的な成功をおさめた¹²⁾。だが、軍事行動を懸念する本国は、それより先の7月、オールコックの帰任を決定、当

¹¹⁾ この補償については、「丑六月於立山御役書奉行始役の出席英岡士江応接之大意但競馬場戸町ヨリ新田江頼末之廉其外事掲載有之」『遊歩場御用留 一』。

¹²⁾ 以下、下関遠征をめぐるオールコックの動向については、萩原延壽『薩英戦争 遠い崖—アーネスト・サトウ日記抄 2』朝日新聞社 1998年 91～281頁 参照。

時、ロンドン、横浜間の連絡は約2ヶ月を要したので、オールコックは、その命令を、下関遠征直後に受け取るようになった。その後、遠征の外交的な事後処理もあって、横浜を離れたのは、12月24日（11月26日）となったが、その直前の19日（11月21日）、オールコックは、「横浜居留地覚書」の中に、幕府の負担で競馬場及びレクリエーション・グラウンド、遊歩新道の設置を行う条項を盛り込むことに成功、数年来の懸案事項を解決していた¹³⁾。幕府の負担で設置し、その上で居留民に貸与するという形態であった。

1865年1月2日（元治元年12月5日）、オールコック、英国長崎代理領事 Abel.A.J. ガワー Gower、長崎奉行服部左衛門佐との間で交渉が行われた¹⁴⁾。

この場で、かねての地主の意向を受けた長崎奉行の要求に対し、オールコックは、居留民が借地料2年分を前払い、残りの2年分は幕府が負担、途中で返還されても借地期限の10年間の借地料を保証するという妥協案を持ち出した¹⁵⁾。これに奉行は、自らの権限を越え、江戸の許可を必要とするという態度を崩さなかった。浦上新田案については、居留地外であるからいづれ閣老の裁可が必要であったが、そこに幕府の費用負担が新たに浮上し、またオールコックの要求という重みも加わっての奉行の対応だった。結局、この日の会談は、閣老の判断を求めるといふことにパークスも同意して終わった。オールコックにとって、この場での即決がベストではあったが、幕府と自分との関係を考えれば、閣老に直接要請すればさらに有利な条件で浦上新田案を実現することも可能だった。幕府は、この1864年の一連の外交交渉の過程で、オールコックに信頼を寄せ、その意向を尊重する対応をとるようになり、帰国にあたっては、再来日を望んでいたほどであったからである¹⁶⁾。この日の交渉の場でも、「帰国にあたっての最後の願いなので、閣老は聞き入れるだろう」との旨を、奉行に伝えていたことをみれば、オールコックも、このことには自覚的だった。

オールコックは、長崎奉行の会談の日と同日（1865年1月2日）付で、交渉での言葉通り、外国奉行に対して、以下のような書簡を送った¹⁷⁾。

「千八百六十五年第一月二日長崎にて

外国事務宰相台下に呈す

余此地滞留中奉行服部左衛門佐へ面会し当所のことに付き種々談判して何れも満足するに

13) 前掲拙稿「幕末～文明開化期の競馬―横浜・根岸競馬場をめぐる一」

14) 以下、この日の交渉に関しては、特に記さない限り、前掲「子十二月五日於英国岡土館ミニストル并コンシユルガール応接大意書之内馬乗場一条書抜 応接書之内浦上村新田江競馬場補理一件書抜」。

15) 前掲「丑六月於立山御役書奉行始役の出席英岡土江応接之大意但競馬場戸町ヨリ新田江顛末之廉其外事掲載有之」

16) 前掲萩原延壽『薩英戦争 遠い崖―アーネスト・サトウ日記抄2』247～252頁。

17) 「アルコックヨリ居留地規則之儀ニ付申立書翰其外書翰相添江府ヨリ長崎奉行江御定書 但右書翰中競馬場之儀掲載有之事」所収『遊歩場御用留 一』、『設置一件 一』616頁。

堪えたり。唯一事件其入用のことに付き台下の差図なくしては奉行にて余が望通り取計難きことなり。即競馬場の事なり。横浜同様の訳にて、余思うに、両国政府の爲め、外国人居留地の近傍にて遊覧運動の爲め快き場所を設けたき事なり。故に余台下に願ふ。横浜にて取極たる通り、外国人の借用すべき競馬場を当所においても手狭に設くべし。地面ハ己に取極たれとも、唯其入用一万ドル計のことに付き難事あり。故に此事も多分余が最後の請求なるべければ、台下要用の権を与へ、一時に右の事を取掛る指令を下し給ふべし。

恐惶敬白

不利顛女王殿下の特派公使全権ミニストル

ルーセルホルトアールコック」

このようにここでオールコックは、妥協案を撤回、幕府が用地を買収、幕府の責任で競馬場を設置した上で、居留民に貸与するといった「横浜居留地覚書」に準拠した条件で、長崎奉行に速やかに競馬場着工を命じるように要請を行った。当初の妥協案よりも、居留民にとってははるかに有利になるものであった。この書簡の書簡の文末にも、「余が最後の請求」という言葉を書き込んでいたことを見れば、幕府がオールコックに見せていた配慮を最大限に活用して、浦上新田案実現を図ろうとしていたことがさらに明確となる。

このオールコックの1865年1月2日（元治元年12月5日）付書簡を、2月14日（元治2年1月7日）付で受理した幕府は、2月23日（元治2年1月16日）付で外国奉行を通して、長崎奉行にオールコックとの交渉の様子を上申するように命じた¹⁸⁾。オールコックが伝えてきた以外の事情、あるいは「横浜居留地覚書」に準拠した条件での設置に不都合があれば、それらも含めて報告するように求めたものだった。

これを受けて、長崎奉行は、3月、自らの方策を幕府に申稟、判断を仰いだ。候補地内定からオールコックとの交渉までの経緯を説明した上で、「横浜居留地覚書」に準拠して用地を買収するのではなく、オールコックが、当初提案した年間借地料2年分の前払いという妥協案に加え、地主たちに借地料2年分3400ドルを貸付け、それもあわせて建設費用にあてようというのが、奉行がここで明らかにした方策だった¹⁹⁾。幕府負担を回避し、それを地主に振り向けたものだった。

長崎奉行は、幕府への上申の前に、浦上新田地主飛鳥八右衛門へも、この方策を打診していた。新たに工費の半分3200ドル負担を地主に強いることになり、その同意がなければ、着工することができなかったからである。八右衛門は、すぐに丑正月（2月26日～3月26日）付で、

¹⁸⁾ 前掲「アルコックヨリ居留地規則之儀ニ付申立書翰其外書翰相添江府ヨリ長崎奉行江御定書」

¹⁹⁾ 前掲長崎奉行服部左衛門佐「当地外国人申立之馬場之儀ニ付申上候書付」

長崎奉行に対してつぎのような具体的な「願出」を申し入れた²⁰⁾。

「(当時、浦上新田は、浦上川が長崎湾に注ぐ河口に位置していたから)新田の治水対策には多額の費用がかかっている。私は、競馬場設置に伴い、借地料4年分が前渡しされれば、工事請負費とともに治水対策にも充当できると考えて、設置を受け入れた。ところが、新たな奉行案では、それが半減してしまうので受け入れることができない。そこで、工事は他のものに請け負わせ、年間借地料の6割1020ドルをその支払いにあて、残りの680ドルを地料として受け取り、年貢上納や治水対策、小作人への補償とする、ただし工事費の支払いが完納すれば、1700ドルを地料として受け取ることにしたい。」

この「願出」はよく計算されていた。借地の契約期間の10年間で、工事費見積りの約10000ドルを割賦すれば、ここでの工事費支払にあてるという年間1020ドルに相当し、金額的には、ほぼ先の1864年の地主らの要求と同じものになる。その上で工事の責任を回避できるということを考えれば、前よりも有利な条件となるものであったからである。

この八右衛門の「願出」は、新田の借地を前提として計算されたものだった。だが、7月22日(閏5月30日)、幕府が下した決定は、奉行案ではなく、買収案であったから、この要求は成立しなくなってしまった(ただし買収の際の補償の参考とはされた)。

一方、3月の方策に対する幕府の回答を長崎奉行が受け取ることになったのは、結局、8月中となった。この5ヶ月余という時間の経過は、長崎で行われる外交交渉に関して江戸で判断を下す期間としても遅れていたが、その間隙を突かれた形で、6月、英国長崎代理領事 Abel A.J.ガワー-Gower から別の要求を持ち出されてしまった²¹⁾。

それは、浦上新田案を放棄して、居留地から南方の戸町(現・長崎市戸町)へ二里半の遊歩道を敷設し、戸町田(現・長崎市戸町)へ競馬場を設置してもらいたいという、全く新たな要求だった(以下、戸町案)。おそらく、ガワーの念頭には、1864年12月19日締結された「横浜居留地覚書」で、居留地に隣接する競馬場、丘陵地帯・海岸・谷間を周回する風光明媚な遊歩道(乗馬・馬車道)の設置が約束されていたことがあり、それと比較すれば、浦上新田案が、競馬場へのアクセスが悪く遊歩道を欠いているという判断があった。長崎でも、横浜と同じような形で競馬場と遊歩道を実現する、その意欲が戸町案となったに違いない。確かに地図の上だけの構想なら、横浜山手・本牧地区と似ている遊歩道を計画できないこともない。しかし、戸町に遊歩道を設置するには屈曲、高低差のある山間や崖を切開いて道の拡幅及び新設しなけ

20) 以下、奉行の打診に関する飛鳥八右衛門「願出」に関しては、前掲「新田地主飛鳥八右衛門ヨリ競馬場築立方其外地料等之儀ニ付差出候願書」。

21) 以下、ガワーの要求に関しては、「外国人競馬場并調練場所之儀ニ付申上候書付」『遊歩場御用留 一』。

ればならず、その上競馬場は山麓を周回するコース以外に方法はなかった。領事、奉行側は、実地検分の上、このような地勢上の悪条件を確認していた。それに加えて、戸町には鍋島藩領地も含まれ、新台場建設予定地に近いということもあった。長崎奉行が、もっとも避けたい事態のひとつに、御料地以外の私領に外国側の権益が拡大するということがあったから、その面からも長崎奉行が強く拒絶したのは当然だった。だが領事も譲らなかった。折から英国第二代駐日公使として赴任する途中、長崎を訪れたH.パークスも、6月29日（閏5月7日）、このガワアの提案を支持、江戸で閣老に申し入れると、奉行に伝えた。

2年近くかけて、ようやくまとまりつつあった交渉が、これでは振り出しにもどるところか、さらに困難な問題をかかえることになってしまう。奉行は、パークスの通告を受けると直ちに、遅れている3月の申稟に対する一刻も早い決断を外国奉行に要請した²²⁾。

この督促を受けた外国奉行は、素早い対応を見せた。その結論は、「横浜居留地覚書」に準拠して幕府が用地を買収、設置費用を負担して貸与する、というオールコックの提案ではなく、農民から借地して、居留民・農民に設置費用を負担させるという長崎奉行の方策を承認すること、各国長崎領事の交渉に取り掛かり「諸般の規則」を制定すること、この決定の旨を英国公使へ申し入れるというものだった²³⁾。

ここで外国奉行は、オールコックに対する配慮よりも、幕府の負担を小さくすることを選択したことになる。自分と幕府の関係を利用して要求を実現するというオールコックの目論見ははずれた格好だった。

だが、この外国奉行らの判断は、問題を孕んでいた。というのは、居留民がこのような形で資金を負担するという条件を付ければ、居留地の範囲外に、その権益が拡大する可能性ももっていたからである。元来、外国人は居留地に封じ込める、というのが幕府の基本政策であった。したがって、外国奉行らの判断は、それを逸脱していた。

勘定奉行は、この外国奉行の判断の直後、7月22日（閏5月30日）付で、それをつぎのように全面的に覆し、「横浜居留地覚書」に準拠して競馬場用地を買収、入札にかけて建設にあたることを命じる「申議」を長崎奉行に伝えた²⁴⁾。

「(前略) 外国奉行評議の趣にては、地主共にて取賄い、地税式々年分外国人より前渡しを為し致し、跡式々年分は地主へ拝借仰せられ付き度との義は、差向御出方を相減じ候えとも、地主方にて地所貸渡し、年々税銀取立候様成行き候ては、追々右様の類も相殖え候哉も計り

²²⁾ 「閏五月外国人競馬場并調練場之儀ニ付申出候書付」『遊歩場御用留 一』

²³⁾ 「外国奉行ノ申議」『長崎競馬場遊歩場設置一件 一』前掲通信全覽編集委員会編『続通信全覽』三七 類輯之部二一 地処門 所収 621頁。

²⁴⁾ 「勘定奉行ノ申議」『長崎競馬場遊歩場設置一件 一』前掲通信全覽編集委員会編『続通信全覽』三七 類輯之部二一 地処門 所収 622～3頁。

難し。不都合の次第にて、当節御用途多の折柄、一時御出方を相増し候とも、右地所を御買上の方しかるべく、就ては地所御買上直段の義、弥御買上の積りを以って吟味いたし候ハバ相減申すべく、申立の通り、百貫目に候とも一ヶ年地稅千七百枚も御取立相成り候えば、二ヶ年も相立候ハバ御仕埋にも相成候義、且築立御入用の義も、先般横浜表において馬場築立御入用に見合い、不相当もこれなく候間、地所御買上御入用を以て築造の積り、兼て引合済の通り、地稅貳ヶ年分を外国人より差出を為し候積りにて、市在手廣に入札を為し致し、尚精々吟味取調の上、地所反別を相改め、巨細絵図面并に御入用内訳帳面とも相添え、相伺い候様、長崎奉行へ仰せ渡され、其段外国奉行へも仰せ渡され然るべくと存じ奉り候。」

この勘定奉行の「申議」は、多額の費用がかかろうとも、居留地の範囲外に居留民の權益が拡大する芽を摘むという判断の上になつていた。また外国奉行が無視したオールコックとの關係に配慮したものであった。この「申議」と同じ7月22日（閏5月30日）付で、外国奉行水野忠精（和泉守）を通じて、着任早々の第二代駐日英国公使パークスにその決定を伝え、あわせてその旨をパークスからオールコックに「通告」するように要請してもいたからである²⁵⁾。そして、パークス、ガワーに対する戸町案拒否の宣言でもあった。

これで、浦上新田競馬場設置は、幕府からゴーサインが出されたことになった。今ではパークスの後ろ盾を得た形となつて戸町案を主張するガワーを同意させることができれば、後の手順は用地買収、工事の入札、着工、及び各国領事との競馬場の貸与・管理に関する「諸般の規則」の折衝、締結と進んでいくはずであった。

すでに長崎の有力商人であった T.B. グラバー Glover, W.J. オルト Alt らを中心に、浦上新田案を前提に、居留民はレース・コース・コミッティを結成、競馬場の年間借地料2年分相当の寄付金を集めるなどの活動を開始していた²⁶⁾。1月のオールコックの長崎訪問を契機に交渉が進展したのに対応、居留民も準備を進めていたものだった。

横浜では、1862年以来、競馬場設置問題の全権を委託された同名のレース・コース・コミッティが設立され、寄付金の管理にもあたっていた²⁷⁾。長崎のコミッティもこれに倣い、将来的に結成されるであろうレース・クラブの中核となり、競馬場管理の委託を受けるものとして設立されていたに違いない。横浜では、実際にもそのプロセスをたどり、根岸競馬場の設置が現実的なものとなつた1866年7月、ヨコハマ・レース・クラブが結成され、競馬場の管理を委託され、借地料納入にもあたることになる。

²⁵⁾ 「当地外国人申立候馬場之儀ニ付申上書御下知 附英公使江之御書複写」『遊歩場御留一』、『設置一件一』622～3頁。

²⁶⁾ F.O.262 Vol.114.from Marcus Flowers to Sir Harry S.Parks No38. 26th,September 1866.

²⁷⁾ 以下横浜のコース・コミッティからレース・クラブに結成については、前掲抽稿「幕末～文明開化期の競馬—横浜・根岸競馬場をめぐる—」。

この段階で、英国領事 A.A.J. ガワーらが戸町への遊歩場、競馬場設置案を持ち出さずに幕府案を受け入れていれば、かなりの確率で長崎に競馬場が誕生し、横浜と同じくレース・コース・コミッティからレース・クラブ設立という道筋をたどったはずである。

3. 戸町案の攻防

勘定奉行の下知は、7月22日（閏5月30日）付だったが、通常であれば届いているはずの8月19日（6月28日）に行われたガワーとの折衝の際にも、長崎奉行は、未着との態度をとった²⁸⁾。この場で、ガワーは、まずパークスから戸町案を江戸で申し入れたという通知があったと伝え、戸町の実地検分を行い設置に向けてのあらかじめ準備を整えておきたいと揺さぶりをかけた。その上で、オールコックの当初の妥協案にもとづき奉行が自らの方策に取り入れていた浦上新田案借地料2年分の前渡し、及び10年間の借地料保証という条件も約束できないと江戸に伝えたと追い討ちをかけた上で、浦上新田案のように田地も取り潰すことなく且つ費用も少ない、と奉行に戸町案に同意を迫った。これに奉行は、競馬場は浦上新田設置に双方合意済みと応酬、この日も平行線をたどったままに終わった。

この直後ガワーが横浜に出かけたことで、次の会談は9月15日（7月26日）となった²⁹⁾。

ここで、先の勘定奉行の下知とそれをパークスに通知したことが、ガワーに初めて公式に伝えられた。ガワーは、この場で、浦上新田案に対して多額の費用を要する困難な新条件を持ち出した。幕府の負担で出島から大黒町、浦上新田までの海岸沿いを埋め立て、道路を敷設することであった。この道路は遊歩道ともなるものだった。ガワーは、横浜に出かけた際、勘定奉行の下知の内容を知ったと思われるから、あらかじめ戸町案に転換させる方策を準備していたと思われる。双方の主張の応酬の中で、ガワーが、かねて居留民が長崎市中を乗馬の際に生じている事故が、浦上新田での競馬開催時には多発する可能性をあげ、新道の設置がなければその事故には責任は負えないと強い調子で奉行に言い放ったのも、戸町案実現への圧力だったろう。この日も双方の主張は平行線をたどり、長崎奉行が再度の実状調査を約束させられて終わった。

ガワーの強硬な態度の前に勘定奉行の下知を実行に移せなくなった奉行は、9月17日（7月28日）、ガワーが15日の交渉をパークスに報告する可能性がある、その記録を外国奉行へ上申した³⁰⁾。

この時間の中で、戸町案は、各国領事の合意も取り付けられていた。

28) この8月19日の会談については、前掲「丑六月於立山御役書奉行始役ノ出席英岡士江応接之大意 但競馬場戸町ヨリ新田江顛末之廉其外事掲載有之」。

29) この9月15日の会談については、「丑七月英国岡士立山御役所江参上御応接筆記 但競馬場之取替相成候ニ付而ハ市中取約書取広ケ等之儀有之申立且馬場見分相成其条他事掲載有之」『遊歩場御用留 一』。

30) 「右競馬場之儀ニ付江府御奉行ヨリ御書翰 附応接書添」『遊歩場御用留 一』

その後、奉行側、領事側がそれぞれ、戸町方面の遊歩道ルート、競馬場候補地選定のために実地調査を行ったが、地勢的に困難である事情が変わるはずもなかった³¹⁾。結局、奉行側が浦上新田案、領事側が戸町案を応酬するだけの膠着状態が続いた。この間、長崎奉行が服部左衛門左から能勢頼之大隈守と代り、申し送りを受けた能勢も、ガワーを説得することができなかった。

だが、ガワーとの交渉に限って言えば、1866年2月8日（慶応元年12月23日）、意外な形で、戸町案の撤回、浦上新田案での合意となった³²⁾。というのはガワーが、箱館領事転任に際して、二年に及んだ交渉をまとめた上で出発したいとの態度をとったからである。このガワーの転任は、アイヌの墓を暴いて頭蓋骨をロンドンなどに送ったことの問題を問われた H. ヴァイス Vyse の後任として急遽決まったものだった³³⁾。奉行とガワーは、競馬場工事費についても、竣工後に借地料2年分を納めることで合意した。なおこの借地料については、前年設立されていたレース・コース・コミッティがすでに英国領事宛に預託していた。地主らの要求は強硬だったこともあって、その合意の上に、奉行が、浦上新田先の海面を埋め立てての馬場設置という新提案を行っているが、これは地主らの強い要求を受けて長崎奉行がかねて譲らなかった短期での競馬場用地返還時の10年間借地料の支払いについて、ガワーが確約しなかったのに対応したものであった。ガワーは、新道短縮で乗馬の楽しみが少なくなり住民が承伏しない、と一蹴、逆に、前年提案していた出島から大黒町、浦上新田までの海岸沿いの埋立、遊歩道をかねた競馬場へのアクセス道路新設を改めて持ち出した。浦上新田案実現に向けては、この問題が、次の焦点になっていくが、ともかくも、奉行とガワーは合意に至った。結果的に、これまでの戸町案は、ガワーにとっては、浦上新田案に新たな要求を付加し、権益を拡大するための手段、奉行側にとっては、譲歩を強いられるダミーに過ぎなかったことになった。

だが、ガワーと奉行の合意を知った他の領事たちが、これをガワーの独断との態度をとったことによって、再び交渉は迷走する。

1866年4月9日（2月24日）、領事たちは、浦上新田、戸町いずれにしる一年以内の実現を要求、まず双方合同での戸町の現地調査を要請してきた³⁴⁾。奉行はこれを入れたが、結果は、地形上、遊歩道、競馬場を設置することが不可能という昨年度の調査結果を再確認しただけに終わった³⁵⁾。この段階で、少なくとも領事に限定すれば、競馬場より遊歩道、それも居留地と

31) 「競馬場之儀ニ付英国公使岡士対話之儀申上書付」『遊歩場御用留 一』

32) 以下、この2月8日の会談については、「丑十二月英岡士江御応接之内書抜」『遊歩場御用留』。

33) J.R.ブラック／ねず まさし・小池晴子訳『ヤングジャパン 横浜と江戸』2 東洋文庫 平凡社 1970年 146～152頁

34) 「寅二月岡士江御応接大意 但競馬場地所替いづれに相成候共其道筋田畑等ヲ毀候入費差出方之儀談判有之候得共判然ト一決致居不申其外事掲載有之」『遊歩場御用留 一』

35) 以下、戸町現地調査から、新たな奉行の提案までは、「寅三月廿六日遊歩場道筋取替之儀ニ付御奉行ヨリ御江府御奉行ヨリノ御書翰」『遊歩場御用留 一』。

接続したものを優先し、戸町への遊歩道が敷設できれば、競馬場が設置されなくても同意するとの対応をとるようになっていた。競馬場を強く望むものは、6名の領事中、アメリカ領事 W. P. マンガム Mangum、ポルトガル領事 J. ロレイロ Loureiro の2名だったという。なお残りの4名は英国領事代理 M. フラワーズ Flowers、フランス領事 L. ドゥリー Dury、オランダ兼スイス領事 A.J. ボードゥェン Bauduin、プロシア領事 R. リンダウ Lindau。だが奉行は、その戸町遊歩道案を拒否した。遊歩道が実現すれば次は競馬場の要求を持ち出してくるのが必至であり、また領事の交代があれば約束は反故にされる、という判断からだった。そこで奉行は、全く新しい提案を行った。茂木街道を遊歩道として居留地と直結、街道沿いの田上村之内字小田之原（現・長崎市田上）に競馬場を設置するというものであった。居留地からは約4キロの距離、山あいの地、競馬場はその山あいの中に造成する計画だった。茂木街道は、居留民にとっても乗馬、散歩の道として馴染みのものだったが、英国、アメリカ、ポルトガルの各領事が実地検分の上、近くて風景もよくないと拒絶した。それでも長崎奉行は、この5月の段階では、小田之原案に決定するとの判断を外国奉行に伝えた。領事側が現実的に実現が困難であるにもかかわらず戸町案を容易に撤回しない目的は、浦上新田案に付加条件を獲得することにあるというのが奉行の読みであった。このような領事側の交渉戦術を封じ込めてしまおうとしたのが、この小田之原案であった。だが、この案はいかにも唐突であり、閣老の賛成も得られるはずもなく、すぐに撤回された。

そして領事側も戸町案を撤回、ようやくここで再び、浦上新田案に立ち戻ることになった。しかし、単に回帰したわけではなかった。そこには奉行の予測通り、条件が付いていた。前年1865年7月のオールコック案に基づく勘定奉行の下知に付加して、起点を出島あるいは大黒町とするかに関しては決着を見ていなかったが、浦上新田までの海岸沿いを埋め立て、競馬場へのアクセス道路を新設するというものだった³⁶⁾。戸町案を消すためには、奉行は、この条件を受け入れざるをえなかった。小田之原案は、やぶ蛇に終わった。

6月12日（4月29日）、各国領事と奉行側担当者との交渉の場で、領事側は、アクセス道路に関して、出島から大黒町（鍋島藩藩邸、現・JR長崎駅前付近）までの部分を撤回、大黒町から浦上新田までの海岸沿い（現・長崎電気鉄道長崎駅から銭座町駅に相当）に譲歩した。ところが、ここで、そのアクセス道路敷設の建設費用約7000両をめぐる、折り合いをつけることができなかった。領事たちが、借地料2年分の支払はアクセス道路敷設分も含まれるとしたのに対して、奉行側が、前年のオールコックの要求にはなかったとして（確かにその要求はなかった）、居留民たちが負担することを譲らなかつたからである。この日の領事たちの主張は、奉行側の言う通りに事実誤認であった。

³⁶⁾ 6月12日（4月29日）の交渉も含めて、「寅四月支配向并立会役之葡岡土館おいて各国岡土ト応接大意」『遊歩場御用留 一』。

領事たちは、つぎの6月16日（5月4日）の交渉の場では、浦上新田の立地上アクセス道路が必要なのは自明だったのでオールコックがわざわざ持ち出さなかったのだという形ではあったが、誤認を改め、横浜における遊歩道設置方式にならうことを要求してきた³⁷⁾。横浜の遊歩道は、東海道での内外民の摩擦を避け、居留民のレクリエーションの機会を保証するため、「横浜居留地覚書」にもとづいて、1864年12月以降整備が進められていた³⁸⁾。また競馬場も、この1866年の半ばまでには、遊歩道のルート中の根岸に競馬場が設置されることが確定していたが、その費用は幕府が負担した上で、貸与することが前提となっていた。領事たちは、このような横浜の状況をふまえ、居留民が時津、大村等に「遊歩（乗馬）」すれば、東海道と同じ内外衝突の懸念があるとして、幕府の負担での敷設を要求したのである。奉行側は、幕府のみの費用負担を拒否したのは前回と同様だったが、今回は、居留民との双方での負担という譲歩案を提示した。領事たちは、居留民は競馬場設置のために資金を用意しているので、アクセス道路の負担に関しては居留民の説得が困難との理由でこの譲歩案を拒絶した。

ここで行き詰まり、双方、近く予定されているパークスの長崎来訪を待って、決着をつけることで合意、この日の交渉を終わった。前年、四カ国連合艦隊を大阪・兵庫沖に率いて長年の懸案だった条約勅許を実現、この年も、外国側に極めて有利な改税約書を幕府に認めさせることに成功していたパークスの威光を最大限利用しようというのが、領事側の思惑であった。

4. パークスとロッシュ：時津遊歩道と居留地内（浪之平）遊歩道

1866年7月10日（慶応2年5月27日）、駐日英国公使パークスが長崎を訪れた。目的は、「改税約書」実施に必要な措置をとること及び西南雄藩の情報収集と友好関係の確立だったが、この中でも薩摩藩の招待に応じることが主たるものであった³⁹⁾。このパークスの動向を幕府は警戒の目で見えていたが、長崎奉行、領事双方からは、行き詰まっていた競馬場設置問題を打開するものとして期待されていた。

パークスが薩摩に向けて出発したのは、7月25日（6月14日）だったから、滞在は約2週間、その間、7月12日（5月29日）、7月16日（6月5日）、7月21日（6月10日）、7月25日（6月14日）に2回、と計5回長崎奉行と交渉をもった⁴⁰⁾。競馬場設置問題については、最後のものを除いて4回にわたって協議が行われていたが、そのやりとりは、直前幕府と締結した改税約

³⁷⁾ 以下、この6月16日の会談については、「寅五月支配向并立会役之荷岡士江再応接大意 但競馬場江之取筋補埋入費云々弥不相定儀末章にあり」『遊歩場御用留 一』。

³⁸⁾ 前掲拙稿「幕末～文明開化期の競馬—横浜・根岸競馬場をめぐる—」

³⁹⁾ 以下、パークスの動向に関しては、特に記さない限りは、萩原延壽『英国策論 遠い崖—アーネスト・サトウ日記抄 3』朝日新聞社 1999年 257～315頁。

⁴⁰⁾ 「寅五月廿九日於英岡士館同国公使応接大意」・「寅六月五日於立山御役所英国公使并岡士江応接大意」・「寅六月十日英岡士館おいて同国公使応接大意」・「寅六月十四日英岡士館おいて同国公使応接大意之内書抜」前掲『文久二年戊ヨリ慶応三年卯マテ雑書書抜』所収 394～417頁。

書をめぐる協議と匹敵するほどの熱気を帯びたものとなった。

12日の第1回会談は、奉行、パークスともにこれまでの双方の主張を応酬しただけに終わったが⁴¹⁾、2回目の16日、パークスは、驚くべき提案を、突然持ち出してきた。浦上新田への競馬場設置を止め、その代わりに、出島前から浦上新田までの海岸沿いを埋め立て、その新道と浦上街道を結んで時津（とぎつ）までの約12キロを遊歩道とする、というものだった⁴²⁾。

パークスは、この第1回と2回目の間に、代理領事 M. フラワーズ Flowers と合意の上で遊歩道案に転換、第2回会談に臨んだと思われる。御料地内に閉じ込められている遊歩区域を私領にまで広げることになり、権益の拡大という観点から考えれば、遊歩道案が優っており、またそれを拒絶されたにしても、アクセス道路に対する譲歩を引き出せる可能性が大きいと判断したのであろう。ここでも、ある案に合意したら、さらに困難な要求を加えて、譲歩を引き出し、権益を拡大していくという交渉戦術がとられていた。

先の戸町遊歩道案の際も、居留民との協議が行われてはいなかったが、この時津案もあらかじめ居留民に相談されることはなかった。したがって、レース・コース・コミッティの同意を取り付けておく手続きが必要だった。コミッティは、競馬場設置を前提に、寄付金を募っていたからである⁴³⁾。フラワーズは、これに向けて、早速動き出した。パークス提案の翌日の17日付で、コミッティ宛に、以下のように競馬場設置計画をそのまま進めるか、あるいはその代替案として時津までの遊歩道案を受け入れる意思があるのかを問い合わせた⁴⁴⁾。実質的には、競馬場設置計画の中止、遊歩道案選択を求めたものであった。

「レース・コース・コミッティ書記 J.J.スタックベリー Stuchbury 殿

拝啓

貴殿に対して、競馬場建設費用の寄付者たちが、以下の点についてどのように判断するか

41) 前掲「寅五月廿九日於英岡土館同国公使応接大意」401～2頁

42) 第2回目「寅六月五日於立山御役所英国公使并岡土江応接大意」には記録されていないが、次の第3回目の「寅六月十日英岡土館おいて同国公使応接大意」を見ると、この第2回目に提案していることがわかる。

43) 以下、9月までのレース・コミッティの動向については、F.O.262 Vol.114.from Marcus Flowers to Sir Harry S.Parks No38. 26th,September 1866. この報告には、①from Marcus Flowers to Sir Harry S.Parks, 26th September, 1866, ②letter from Marcus Flowers to Stutchbury, 17th July, 1866, ③Minutes of a meeting held at the Nagasaki Club 21st July, 1866, ④letter from J.J.Stutchbury to Marcus Flowers, 21st July, 1866, ⑤letter from Marcus Flowers to J.J.Stutchbury, 21st July, 1866, ⑥letter from J.J.Stutchbury to Marcus Flowers, 23rd July, 1866, ⑦Memorandum relative to the projected new road by A,J.Baudiun, Ricard Lindau, and T.F.Vianna, 1st September, 1866, ⑧letter from to Marcus Flowers, A,J.Baudiun, Willie P. Maugum,Ricard Lindau, and T.F.Vianna, to the Race Course Committee 1st September, 1866, ⑨letter from to Ryle Holme to the Consuls of the Treaty Powers, 26th September,1866, ⑩Nagasaki Riding Road 1st Circular and 2nd Circular が所収されている。以下、この所収文書の引用にあたっては、たとえば①の場合、F.O.262/①と記す。

44) F.O.262/②

を問い合わせたい。

寄付金は、元来の目的、すなわち浦上新田への競馬場設置、居留地と競馬場を結ぶ道路の敷設にそのまま使用すべきであると考えなのか。あるいは競馬場に代るものとして、居留地から時津まで、または時津方面で幕府が認める地点までの遊歩道建設を受け入れる意志があるのか。

競馬場設置あるいは遊歩道建設であれ、いずれにしる居留民がこれまでに集めた寄付金総額をはるかに上回る費用を要するものと思われる。したがって、貴殿に対して、居留民が、これまでに集めた寄付金を、幕府が競馬場あるいは遊歩道いずれかの設置を受け入れた場合、その建設費用の一部に充当するものとして、幕府に渡す意志があるかどうかを問い合わせたい。

敬具

英国長崎領事代理

マーカス・フラワーズ」

この要請を受けて、コミッティは、7月21日（6月10日）、委員会を開き、7対2で競馬場設置計画を放棄、遊歩道施設を採択した⁴⁵⁾。この日の参会者は、A.J. ボードウアン Bauduin（オランダ領事）、T.B. グラバー Glover（グラバー商会）、W.J. オルト Alt（オルト商会）、C. E. ベディングハンス Beddinghans（テキストール商会）、G. レッデリーエン Reddelien（クニッフラ商会）、W. ミルン Milne（オルト商会）、J. モルツビー Moltby（モルツビー商会）、R. ホルム Holme（グラバー商会）、R. ヒューズ Hughes（グラバー商会）、O. ヘルハウゼン Herhausen（グラバー商会）、J.J. スタックベリー Stuchbury（グラバー商会）、11名だった。この日の参会者の内、グラバー商会員が、経営者のグラバーを初めとして半数近い5名を占めていたことが目立っているが、それは同商会在長崎最大の商社となっていたことの一つの証でもあった。

大会後、書記スタックベリーは、即座にフラワーズに対して以下の議事録を添えた書簡を送り、コミッティの希望にそった形での日本側との交渉を要請した。

〔(前略)〕

2. ボードウアン氏が提案、ミルン氏支持。

浦上新田に競馬場を設置するより、出島から時津までの遊歩道敷設の方が望ましいこと。

5人の多数で可決。

⁴⁵⁾ 以下、この日の大会とスタックベリーの書簡については、F.O.262/③、④。

3. ミルン氏が上記第2号の修正案を提案，レッドリイエン氏支持。

上記の時津までの遊歩道敷設を採択した大会決議は，できうる限り時津近くまで敷設することが条件であることを領事に伝えること。

満場一致で可決。

4. オルト氏提案，ホルム氏支持。

フラワーズ氏が書記宛の書簡で提案している道路敷設費用の相応の負担要請に対しては，競馬場建設費用として集められた幕府に対する年間借地料1700ドルの寄付金2年分が道路敷設費用負担分と考えられるべきこと。

満場一致で可決。

(後略)』

この4を見ると、「横浜居留地覚書」に準拠して幕府の負担で設置するというオールコックの閣老への要請ではなく，オールコックがその前の段階で長崎奉行に示した妥協案に沿って，コミッティが動いていたことがわかる。居留民には，オールコックの要請も，勘定奉行の下知も，知らされていなかったことがここからもうかがえる。

これに対してフラワーズも同日21日付に返答を行い，コミッティの条件では長崎奉行の同意を得ることが難しいとの判断を示した⁴⁶⁾。コミッティが納入するという3400ドルでは遊歩道敷設費用と見込まれる25000ドルの1/7にも満たないこと，かねて奉行はこういった施設設置の場合，居留民がその工事費のかなりの部分を負担することを要求，また時津までの遊歩道は御料地内という遊歩規程に違反することなどがその根拠だった。そこでフラワーズは，相応の工事費負担が遊歩道敷設に長崎奉行が同意する切り札になるとして，コミッティに遊歩道の有料化を改めて打診した。

スタックベリーは，23日付で，フラワーズに対してつぎのような回答を寄せた⁴⁷⁾。

「3400ドルだけではなく応分の負担に応じる用意があること，時津までというのが条約違反であることは承知しているが，居留民たちが乗馬に利用することがすでに既成事実化していること，有料化については21日大会で協議し，結論は出なかったが，当日の雰囲気から判断すれば有料化に反対ではないこと。」

このようにしてコミッティは，フラワーズの要請をほぼ全面的に入れた。その後，長崎の各国領事は，この時津遊歩道案の検討に入り，競馬場へのアクセス道路案と同じく，新道埋立起

⁴⁶⁾ 以下，このフラワーズの返答については，F.O.262/⑤

⁴⁷⁾ F.O.262/⑥

点を出島ではなく肥前藩砲台近くの大黒町から湾頭（浦上新田）までとし、大村藩番所まで道路を敷設して時津街道と結ぶ案で合意、それを9月1日（7月23日）付でパークスに報告、その影響力を駆使して実現して欲しいと要請した⁴⁸⁾。この書簡の中では、競馬場設置を下回る12000ドルの費用で出来る、ということだけが理由としてあげられているが、もちろん遊歩区域の拡大が最大のねらいであった。

コミッティも寄付金の競馬場から遊歩道設置への振り向けに同意、寄付金名簿を確定、9月26日（8月18日）付で、その旨を領事団に通知、フラワーズはそれをパークスに報告した⁴⁹⁾。これでもって、領事団、コミッティ（居留民）ともに時津までの遊歩道案同意の手続きを終えたことになった。

話をパークスの交渉の時にまでもどそう。

このような居留民への働きかけ、調整と併行しながら、パークスは、第2回（7月16日）、第3回（7月21日）、第4回（7月25日）会談と、時津遊歩道案を強硬に主張した。第3回目の際には、パークスは、浦上新田案が田地を潰し、多額の費用を要するのと比較して、遊歩道であればその懸念がなく、且つ幕府の責任で敷設すれば「体裁」も立つのではないかと述べた後、つぎのような長崎奉行能勢頼之大隈守とのやりとりになっていた⁵⁰⁾。

〔(前略)〕

パークス：山に道をつけるのと海岸に新道を開くのはどちらが下直か。

大隈守：海岸の新道の方が安価にできる。半金又は三分の二を差し出せば、残りは政府の出銀で普請する。

パークス：私の考えでは、競馬場はやめて、在来の道路に手を入れ、時津までの道を開く方が簡易にできる、その費用を知りたい。海岸の新道は、外国人だけでなく日本人も通行することになるので、入費は政府に属している。

大隈守：調べて知らせるが、中々の大業である。海岸の新道は、もちろん日本人も通行するが、これまでの道路で差支えがなかったところに、外国人遊歩のために新規に莫大の入用をかけるので、差し出し方を交渉している。

パークス：外国貿易で莫大の収税、西洋人のために遊歩の場所くらいは、幕府負担で設置してもよいだろう。

大隈守：今更、幕府負担で設置するを決めるというのは権限を越える、判断できない。

⁴⁸⁾ F.O.262/⑦, ⑧

⁴⁹⁾ F.O.262/⑨, ⑩

⁵⁰⁾ 以下、この日の会談については、「寅六月十日英岡土館おいて同国公使応接大意」前掲『文久二年戊ヨリ慶応三年卯マテ雑書書抜』所収 405～414頁。

パークス：それならば老中に申し立てる。出島より大黒町海岸の方はどうなるか。

大隈守：佐賀砲台があり先日もいったように差支えがある。

パークス：それは幕府の威権があればできるはずだ、ことわるのは威権がないからだ、私が
佐賀へ行って直談判する。

大隈守：佐賀へは見合わせてほしい、江戸で交渉して欲しい。

(後略)」

ここに登場している佐賀砲台とは、現・JR長崎駅前あたりに鍋島藩邸があり、同藩がそこに砲台を築いていたことを指している。費用の点を除けば、起点を出島とする海岸沿いの埋立、道路新設案には、これが最大の障害であった。パークスは、それに幕府の「威権」を持ち出し、揺さぶりをかけた。

この後、パークスは、奉行に対して、①出島から湾頭までの新道施設費用、②浦上新田から時津道大浦番所までの整備費用、③競馬場設置費用の見積りを要請、渋る奉行を同意させた。奉行が、最後に改めて、出島からの道路施設及び時津遊歩道案の断念、これまでの浦上新田案(大黒町からの海岸沿い埋立、道路新設、浦上新田への競馬場設置)への翻意を求めたのに対して、パークスは、江戸で閣老と談判する、と打ち切った。

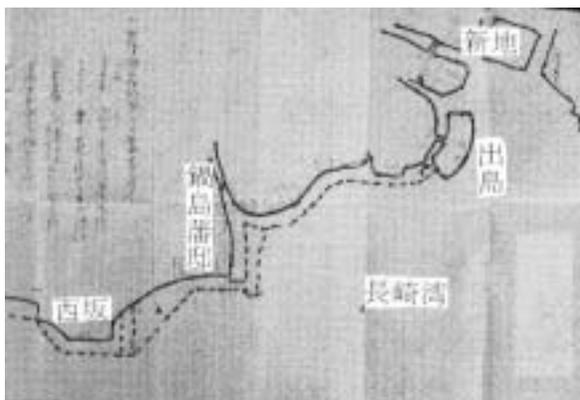
25日の第4回目の会談、奉行は、冒頭、それぞれの見積り額を①47940両、②10614両、③8859両と伝えた後、私領に及ぶので権限外であると時津遊歩道案を拒否、浦上新田案で合意すれば直ちに着工すると申し入れた⁵¹⁾。これに対して、パークスは、出島からの埋立を撤回、道路新設は大黒町際から浦上新田までとして、この面では譲歩しつつ、あくまでも時津までの遊歩道設置を主張、相互の主張の応酬となった。最後に、パークスは、この日も、江戸で談判する、と交渉を打ち切り、長崎奉行にこの間の経緯を閣老に報告することを受け入れさせた。この会談後、パークスは、薩摩に向けて出発した。

パークスが、この一連の会談の中で、江戸で交渉すると再三繰り返したのは、いうまでもなく、長崎奉行への圧力だった。

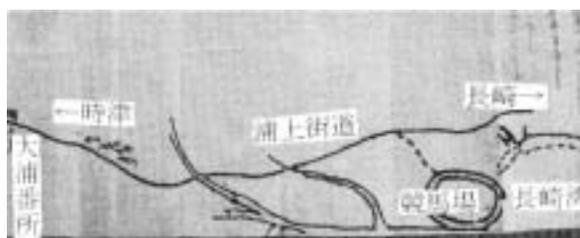
パークスは、1865年7月着任してから四カ国連合艦隊の大坂・兵庫沖遠征をとりまとめ、11月その軍事力を背景に条約勅許を実現させ、また続くこの1866年にも外国側に極めて有利な条件で改税約書を締結することに成功、外交官としての実力を遺憾なく発揮していた⁵²⁾。パークスは、本国政府の意向に従い、幕府に対しても薩長に対しても等距離の立場をとっていたが、幕府は、薩長との接近を警戒するなかで、パークスとの関係には最大限の配慮を払っていた。

⁵¹⁾ 「寅六月十四日英岡土館おいて同国公使応接大意之内書抜」前掲『文久二年戊ヨリ慶応三年卯マテ雑書書抜』所収 414～417頁、「出嶋ヨリ浦上村新田迄海岸新規御埋地并同所競馬場拵同所ヨリ大村領番所迄遊歩道取補理御入用凡積」「大黒町ヨリ新田迄競馬場取設目論見絵図」『遊歩場御用留 一』。

⁵²⁾ 前掲萩原延壽『英国策論 遠い崖—アーネスト・サトウ日記抄3』7～182頁。



上は、出島一大黒町一浦上新田までの海岸沿い埋め立ての新道敷設計画図、点線が新道案、実線が海岸線。大黒町際からの新道予定地は西坂横の部分。下は、浦上街道海岸沿いを埋め立て、競馬場と結び、競馬場を経て浦上街道と結ぶ計画図、点線が新道案。(いずれも出島を起点として浦上競馬場予定地まで海岸沿いを埋め立て、競馬場を経て浦上街道と結び、大浦番所を経て時津までの遊歩道案が描かれている。『絵図面』『遊歩場御用留 一』所収のものに基づき立川が作成。)



長崎奉行も当然、この認識を共有していた。パークスは、当然そのことに自覚的であったから、それを最大限活用しようとしたわけだったが、長崎奉行にとっては、たとえパークスの命令じみた言葉がなくても、江戸の判断を仰ぐことは不可欠だった。パークスの来訪は、期待していた解決どころか、全く逆に長崎奉行をさらなる難問に直面させることになってしまった。

長崎奉行は、8月18日（7月9日）付で勘定奉行に対し、交渉過程を報告、時津までの遊歩道案を拒否、大黒町からの浦上新田までの道路施設、競馬場設置に談決するよう要請した⁵³⁾。

ちなみにパークスは、このとき浦上新田案を放棄して時津遊歩道案という態度をとっていたが、後に出島からの浪之平遊歩道案に合意した際には、それと競馬場、時津遊歩道案は別問題であるとの態度をとり、浪之平遊歩道設置後、再度の交渉の余地を残すことを幕府に受け入れさせる（後述）。

ここで、この長崎奉行が陥っていた苦境を救う形となったのが、7月28日（6月17日）、パー

⁵³⁾ 「競馬場の儀ニ付英国公使対話之趣申上候書付」『外国人遊歩場御用留 一』。この文書は、前掲『文久二年戊ヨリ慶応三年卯マテ雑書書抜』391～394頁にも所収されている。

クスの後を追って、長崎を訪れた駐日フランス公使レオン・ロッシュ Leon Roches だった。

ロッシュは、パークスが薩摩などの反幕府勢力との関係強化をはかるのではないかと懸念した幕府の委嘱を受け、パークスの動きを牽制するために、その跡を追ったものだった⁵⁴⁾。

8月1日(6月21日)、ロッシュは長崎奉行に会い、パークスの要求を廃棄して、その代わりに出島から居留地までの海岸沿いを埋立て遊歩道を設置、競馬もこの遊歩道で実施、あわせて南山手に公園を設置する案を申し入れた⁵⁵⁾。当時、出島、新地、梅ヶ崎(現・梅香崎)の間は海面(内の浦)だったが、その出島と新地の間の海面と梅ヶ崎先の二カ所を埋立、出島、二つの埋立地、梅ヶ崎の間に三つの橋を架け、大浦居留地のバンド(海岸通り)に結び、大浦川と下り松に架橋(現・松ヶ枝橋)、小曾根(現・大曾根町)、浪之平(現・浪の平町)、解牛場(現・古河町)までの海岸沿いにはほぼ直線の約1マイルの遊歩道を設置、また解牛場から山手に道を開いて現・東琴平町辺りに公園を開くことも盛り込まれていた。時津遊歩道案あるいは浦上新田案に苦慮する奉行に打開策を与えることになる申し入れだった。

ロッシュは、この問題でも、パークスへの対抗意識をもち、幕府を積極的に支援する態度をとったのである。このロッシュ提案は当然、パークス案との調整が必要であった。

パークスが、薩摩から長崎にもどってきたのは、ロッシュが長崎奉行に会ったその8月1日(6月21日)の夜だった。この1日の夜、早速パークスは、ロッシュとの会談をもったが、その際、競馬場、遊歩道についても意見を交換していた。パークスは、8月3日(6月23日)、長崎奉行と会談、競馬場設置を棚上げにすることには同意するが、遊歩道は、居留地海岸沿いではなく、大黒町から浦上新田までの海岸沿いを埋立の上、そこで浦上街道と接続し、時津までを整備して開放することを求めた⁵⁶⁾。

この3日、ロッシュとパークスが相次いで長崎を離れ、長州と幕府との間の戦端が開かれていた下関に向かったので、遊歩道設置に関する交渉の決着は、二人が横浜にもどってからの話となった。いずれにしろ、従来の浦上新田案を変更することになり、長崎奉行は、江戸の閣老の判断を仰ぐことが必要だった。

長崎奉行にとって、ロッシュ提案は起死回生となるものであった。先に大黒町からの道路施設、浦上競馬場を談決するよう勘定奉行に要請していたが、それを撤回、つぎのように説明して、パークスの時津遊歩道案を退け、ロッシュ案の方に決定することを閣老たちに要請した⁵⁷⁾。

54) 前掲萩原延壽『英国策論 遠い崖—アーネスト・サトウ日記抄3』296～298頁

55) 「寅六月廿一日長崎仏岡土館ニ於テ能勢大隈守同国公使ト応接ノ大意書」『遊歩場御用留 一』、『設置一件 一』625頁。

56) 「寅六月廿三日長崎英岡土館ニ於テ能勢大隈守同国公使ト応接ノ大意書」『遊歩場御用留 一』、『設置一件 一』625～6頁。

57) 「競馬場の儀ニ付英仏公使対話之儀申上候書付」『遊歩場御用留 一』、『設置一件 一』626～9頁。

「総費用の面からみれば、浦上新田競馬場設置及び大黒町から浦上新田までの海面埋立が15860両を要するのに対して、出島前から解牛場までの埋立及び架橋、公園設置をあわせて8000両、つまりロッシュ案の方が7860両の軽減となる。またその他、①浦上新田を潰さなくてすむ、②長崎市街の往来が妨げられない、③遊歩道が居留地内に限定される、④かねて居留民たちが希望していた出島と梅ヶ崎間の道路が設置できる、⑤新埋立地で借地料が増加する、⑥市中商人等に工事を請け負わせれば元費が省け地域経済活性化策になる、などがロッシュ案の優位点である。」

パークスが横浜にもどったのは8月13日（7月4日）のことだったが、8月以降、長州藩と幕府軍の戦闘は続き、それに関する外交交渉にも追われ、14代將軍家茂が死去するなど、政治情勢の緊迫の度は高まっていたから、この遊歩道問題の協議に入ったのは、10月以降のことになった。

和暦9月中（10月9日～11月6日）、外国奉行は、パークス案を退け、ロッシュ案決定を求めた長崎奉行の上申に基本的に同意した上で、慎重を期して、勘定奉行と英仏両公使との再度の交渉を求めた⁵⁸⁾。そして、長崎奉行に対して、事情に精通する支配組頭中台信太郎（ちなみに中台は、最後の長崎奉行となる人物）を横浜、江戸に差遣することも要請、奉行はこれに応じた⁵⁹⁾。その後、パークスは老中らに申立を行っていたが、中台がパークスとの折衝、調整にあたり、兎も角もロッシュ案を基礎とする浪之平遊歩道案を、パークスからは厳しい条件を持ち出されてはいたが、受け入れさせるところまでには兎も角もこぎつけた⁶⁰⁾。12月6日（10月30日）、パークスと外国奉行柴田剛中日向守、中台の会談は、それまでの折衝を受けて、浪之平遊歩道案に合意する条件を取り決めるものとなった⁶¹⁾。

この日、柴田らが、出島から解牛場までの浪之平遊歩道設置により、時津遊歩道案、浦上新田案が解消すると主張したのに対して、パークスは、浪之平遊歩道案は居留地整備の問題であり、競馬場設置とは別と主張。柴田らは、当初拒否したが、結局、遊歩道工事期間中の競馬場設置棚上げの交換条件として、当初、15～6ヶ月と見込まれた工事期間を、1年以内に短縮すること、それを文書で確約すること、そして期間内設置を長崎奉行へ厳命することまでも条件として飲まされた。馬車も通行可能の道との条件も付加されている。競馬場設置についても、

58) 「寅九月外国奉行ノ申議」『長崎競馬場遊歩場設置一件 一』前掲通信全覽編集委員会編『続通信全覽』所収 633頁

59) 同上

60) 「井上備後守殿ヨリ遊歩場ノ儀ニ付御奉行迄書簡」『遊歩場御用留 二』。なお同書簡中で、この案の内容が横浜発11月27日（10月21日）の船便で長崎に送られたとの記述があるが、その記録は欠いている。

61) 以下、この日の会談については、「井上備後守殿ヨリ遊歩場ノ儀ニ付御奉行迄書翰 附英公使応接書添但時津ヨリ之遊歩場ハ当分御断相成先ツ出嶋ヨリ大浦迄懸ケ遊歩場花園等御補理の方ニ相成其條云々之応接」『遊歩場御用留 二』。

遊歩道竣工後の交渉には応じるということになった。またパークスは、幕府側が先に絶対に出来ないと言明した時津遊歩道案にも、今後の交渉の余地を残すことに成功していた。ロッシュ案の提起はパークス案を撤回させることが主目的であったにもかかわらず、結局、時津遊歩道案が先送りに終わっただけでなく、浦上新田案までも生き残ってしまう結果となった。

パークス側からみれば、浪之平遊歩道を1年以内に実現させて居留地整備を進展させ、その上、7月の段階では、競馬場設置か時津遊歩道かという二者択一であったにもかかわらず、両方とも今後の交渉の対象とすることに同意させたことになった。このようにして、パークスは、結局、ロッシュの介入、ロッシュと幕府の連携がありながらも、それを利用して、権益を拡大することに成功した。

老中は、会談の翌日の12月7日（11月1日）付でパークス宛に、前日の合意に従い、長崎奉行に慶応3年中に浪之平遊歩道を設置することを命じたこと、したがってその間の競馬場設置を差し延べる旨の書簡を送った⁶²⁾。それとともに、このパークス宛の書簡を添えて、長崎奉行に対して、迅速に工事に取り掛かることを指令、工費6000両を先の申立通り交付することを伝えた⁶³⁾。これを受けた長崎奉行は、1867年1月21日（慶応2年12月16日）付で、長崎代官高木作右衛門にもその旨を達した⁶⁴⁾。

5. 浪之平遊歩道合意へ

浪之平遊歩道年内完成を命じられた長崎奉行は、各国領事との交渉に入った。長崎に駐在する領事は、英国領事代理M.フラワーズ Flowers、プロシア領事 R. リンダウ Lindau、オランダ兼スイス領事 A.J. ボードゥエン Bauduin、ポルトガル領事 J. ロレイロ Loureiro、アメリカ領事 W.P. マングム Mangum、フランス領事 L. ドゥリー Dury の6名。嚆矢となったのが、2月25日（1月21日）、リンダウ、ボードゥエン、ロレイロ、マングムとの協議だった⁶⁵⁾。4領事は、時津遊歩道案を望むと述べた上で、パークスが同意した浪之平遊歩道案については計画変更を強く要求した。梅ヶ崎海岸沿いに借地しているプロシアの居留民が、海岸に面するという借地契約に違反すると強硬に反対、また浪之平で造船所を経営していた居留民も、海岸沿いに道路を敷設されればその立地条件を奪われると移転先等の補償を求めていたのを受けて、前者はリンダウが、後者はロレイロ、マングムがそれぞれ強硬に反対していたからである。ロ

62) 「英国公使江御書翰」『遊歩場御用留 二』、『設置一件 一』634頁。

63) 「長崎奉行江覚」『遊歩場御用留 二』、『設置一件 一』634頁。

64) 「遊歩場所取建ニ付御代官江被仰出書」『遊歩場御用留 二』

65) 以下、この日の会談については、「長崎表外国人遊歩場の儀ニ付申上書書付添 騎馬場応接大意 丁卯正月廿一日長崎運上所於テ葡李蘭米岡士ト応接ノ大意」『遊歩場御用留 二』、『設置一件 二』636～640頁。「慶応三年丁卯四月日欠長崎遊歩場設置云々各岡士異議有テ指令ノ如ク処置シ難キニ由リ長崎奉行ノ上申」『遊歩場御用留 二』、『設置一件 三』。

レイロは、これに先立ち、2月15日（1月19日）付で、奉行宛に反対の申入書を提出してもいた⁶⁶⁾。この日の交渉の結果、梅ヶ崎先海面の埋立中止して新地先の埋立地と梅ヶ崎の間に架橋、梅ヶ崎居留地の海岸沿いの道路（1863年埋立）を4間（約7.3メートル）拡幅、5間（9.4メートル）にしてバンド（海岸通）と結ぶ、造船所海岸沿いの道路については在来の裏手の道を拡幅するという変更案で、双方の合意が一応なった。なおこの日、英国領事代理 M. フラワーズ Flowers は病気を理由に欠席したが、たとえ出席していても、パークスが合意した案への変更要求であったから、奉行と共闘する形となり、他の領事たちとの対立が激しくなっただけに終わったであろう。この変更案は、後日、領事全員に伝えられた⁶⁷⁾。

3月11日（2月6日）、フラワーズと長崎奉行徳永昌新石見守との会談が行われたが、その席で、フラワーズは、公使と閣老との決定事項であるとその変更を認めず、パークスが同意した直線の遊歩道計画案の実施をあくまで要求⁶⁸⁾、翌日には、領事には公使決定を変更する権限がないことを書面でも伝えた⁶⁹⁾。

その後、3月16日（2月11日）再びフラワーズ、19日（14日）にはオランダ領事以外の4領事と長崎奉行との協議が行われ、奉行は領事間での決着を求めたのに対して、ポルトガル領事ロレイロとアメリカ領事マンガムはいずれでも受け入れるという態度をとったが、原案通りを主張する英国領事代理フラワーズと、あくまで変更案を求めるプロシア領事リンドウが互い一步も譲らず、交渉は行き詰まった⁷⁰⁾。

この間の交渉記録からは、長崎奉行側が領事たちに翻弄され困惑している姿がよく伝わってくるが、奉行は、この問題をそのまま棚上げにすることはしなかった。パークスへの年内完成の確約の重さを、充分認識していたからである。

まず領事一同の異議がなかった遊歩道の起点となる出島海岸側の埋立工事（201坪）を決断、4月22日（3月16日）に着工、7月（6月中旬）に竣工した。そして奉行は、5月（4月）、江戸の老中井上正直河内守に対して、この間の経緯を報告、このままでは年内完成が難しく、パークスから「如何様の難題」を持ち出されるか「心配」と、パークスら公使が協議の上で決定して、領事に指示することを求めたいと要請した⁷¹⁾。あわせて、出島海岸前埋立着工を報告、物

66) 「李人借地割其外云々之儀ニ付岡士ヨリ差出候書簡」『遊歩場御用留 二』

67) 「長崎表外国人遊歩場之儀に付申上書書付添 騎馬場応接大意 丁卯二月長崎奉行より各岡士に道敷の模様変更を通知の書簡」『遊歩場御用留 二』、『設置一件 二』640頁。

68) 「長崎表外国人遊歩場之儀ニ付申上書書付添 騎馬場応接大意 丁卯二月六日長崎表ニ於テ徳永石見守英国岡士ト応接ノ大意」『遊歩場御用留 二』、『設置一件 二』641～644頁。

69) 「長崎表外国人遊歩場之儀ニ付申上書書付添 騎馬場応接大意 二月七日英岡士ヨリ長崎奉行ニ遊歩場新道ノ模様変更ノ決定ノ権なしとの返翰」『遊歩場御用留 二』、『設置一件 二』644頁。

70) 「長崎表外国人遊歩場之儀ニ付申上書書付添 騎馬場応接大意 丁卯二月十一日長崎表ニ於テ徳永石見守英国岡士ト応接ノ大意」、『同上 丁卯二月十四日長崎表ニ於テ徳永石見守英葡李米岡士ト応接ノ大意』『遊歩場御用留 二』、『設置一件 二』645～649頁。

71) 「丁卯四月長崎表外国人遊歩場御普請之内浪之平海岸其外埋立仕越取掛之儀申上候書付」『遊歩場御用留 二』、『設置一件 三』651～653頁。

働騰貴を理由に今後の遊歩道工事費用として8000両の追加下付を要請した。ついで6月26日（5月24日）にも、老中松平廉直周防守宛に同様の要請を行ったが、特に工事遅延の原因が各国領事「衆議未決」にあることをパークスに伝えることを求めていた⁷²⁾。なおこの要請では、つぎの工事予定区間が浪之平地区であることが報告されているが、それはこの段階で造船所を迂回する先の変更案で、領事館の合意がなされたことを受けたものだった。その通り8月14日（7月15日）一旦着工されたが、直後に中止された⁷³⁾。おそらく、着工後、長崎を訪れたパークスが、別のルート案を持ち出したこと（後述）が影響したものと思われる。

パークスが、かねて計画していた新潟、七尾、敦賀などの日本海沿岸の港の視察に横浜を出帆したのは7月23日（6月22日）、視察後は長崎に立ち寄る予定だった⁷⁴⁾。パークスは、これより先の4月15日（3月11日）から5月28日（4月25日）の間、大坂城での徳川慶喜の謁見と会談、兵庫や敦賀などの視察を行っていたが、この日本海沿岸に出発するまでの時期に上にふれた長崎奉行の申が行われており、その要請はパークスに伝えられていたと思われる。したがって、パークスが長崎に立寄る目的の一つにこの遊歩道問題があっただろう。

パークスが長崎に着いたのは、8月13日（7月14日）、浦上の切支丹信徒問題（いわゆる浦上四番崩れ）、また8月5日（7月6日）に発生していたイカルス号事件に遭遇することになった。切支丹問題は基本的に不干渉の態度をとったが、イカルス号事件については長崎奉行との交渉、その処理にあたったが埒があかず、8月19日（7月20日）長崎をたち、大坂にむかい、長崎の滞在は1週間弱に終わってしまった。

したがってパークスは、遊歩道問題については直接交渉する時間的余裕がほとんどなかったが、フラワーズに対して、浪之平の部分を取りやめ、英国領事館の山手より田原字茗荷之辻までの約18町（約2キロ）に遊歩道を新設するように申し残していたという⁷⁵⁾。この変更は唐突であり、そのねらいがわからないが、年内竣工を可能とさせる譲歩を行い、その代価として競馬場と時津遊歩道を迫るつもりであったかも知れない。ともあれ長崎奉行能勢大隈守は、この提案を受け入れる姿勢であったが、他の領事たちからは拒絶された。フラワーズも、結局、先の浪之平変更案で承諾した。この間の事情が複雑で、そのために不都合が生じる懸念があるので、勘定奉行、外国奉行に委細を説明させるために、支配調役齋藤源之丞を江戸へ派遣する、というのが、パークス来訪後の事態の推移に関する長崎奉行の9月（8月）段階での総括だっ

⁷²⁾ 「丁卯五月廿四日長崎表外国人遊歩場御普請成功期限ノ儀ニ付申上候書付」『遊歩場御用留 二』、『設置一件 三』670～673頁。

⁷³⁾ 菱谷武平「パークスの遊歩場構想について―出島趾復元の一示唆」『長崎談叢』第57輯 1975年1月

⁷⁴⁾ 以下、パークスの足取りについては、萩原延壽『慶喜登場 遠い崖―アーネスト・サトウ日記抄4』朝日新聞社1999年 331～366頁、同『外国交際 遠い崖―アーネスト・サトウ日記抄5』朝日新聞社 1999年 7～40、103、182、228～231頁。

⁷⁵⁾ 以下、このパークス案をめぐる動向については、「丁卯八月周防守殿長崎表外国人遊歩場ノ儀ニ付支配調役出府為仕候儀申上候書付能勢大隈守徳永石見守」『遊歩場御用留 二』、『設置一件 三』671～2頁。

た。

これで浪之平遊歩道案に関するイギリス側の抵抗には決着が付いた形となったが、今度はフランス領事 L. ドゥリー Dury が障害となった。

これより先の6月14日（5月12日）、長崎は激しい雷雨に見舞われ、いくつかの橋が流され、多くの家屋が半全壊、数名の死者を出し、居留地も被害を受けていたが⁷⁶⁾、この打撃もあって、合意を見ていた遊歩道案の内、出島・新地間の埋立を中止、その代りに出島・新地間に架橋して遊歩道を通すという案に変更することになった⁷⁷⁾。パークスは、来訪の折、これを承諾していたが、フランス領事ドゥリーは、公使ロッシュの指示が必要と主張、さらに工事が遅れることになった⁷⁸⁾。この間、長崎奉行能勢大隈守、徳永石見守は、浦上四番崩れ、イカルス号事件の対応に忙殺されていたが、前者の過酷な対応の責任を問われて、その職を追われ、11月河津伊豆守が新たに長崎奉行に就任していた⁷⁹⁾。この交代劇もあって、結局、フランス側の承諾を新長崎奉行伊豆守が知るところになったのは、12月（11月）になったからである。

ここでようやく遊歩道着工の条件が整ったのを受けて、長崎奉行は、外国奉行、勘定奉行に対して、工期の1年間延長を各国公使に通知すること、あわせて先にも要求していた8000両の追加下付を要請した⁸⁰⁾。

パークスに対するここまでの1年間の経緯説明と1年間の工期延長の承認要請は、1868年1月23日（慶応3年12月29日）付で行われた⁸¹⁾。この延期承認要請は、パークスのみに行われた⁸²⁾。慶応3年中の浪之平遊歩道完成を確約した書簡が、パークスのみに出されたことを踏襲したものだった。

各国公使、在長崎各国領事の調整がなり、計画案が確定、パークスの了承が得られれば着工というそのときの1868年1月27日（慶応4年1月3日）鳥羽・伏見の戦い、戊辰戦争が始まり、結局、この遊歩道は着工をみないままに幕府の崩壊をむかえてしまった。

⁷⁶⁾ “Daily Japan Herald” July 9th, 1867.

⁷⁷⁾ 「丁卯十一月長崎表外国人遊歩場御事情成功期限ノ儀ニ付申上書付」能勢大隈守徳永石見守ヨリ外国総奉行并外国奉行御勘定奉行宛『遊歩場御用留 二』、「長崎競馬場遊歩場設置一件 三」前掲通信全覽編集委員会編『続通信全覽』672～3頁、前掲菱谷「パークスの遊歩場構想について―出島趾復元の一示唆」。

⁷⁸⁾ 前掲「丁卯十一月長崎表外国人遊歩場御事情成功期限ノ儀ニ付申上書付」能勢大隈守（頼之）徳永石見守（昌新）ヨリ外国総奉行并外国奉行御勘定奉行宛。

⁷⁹⁾ 片岡弥吉『浦上四番崩れ、明治政府のキリシタン弾圧』よりちくま文庫 1991年 90頁

⁸⁰⁾ 同上

⁸¹⁾ 「丁卯十二月廿九日付小笠原老岐守ヨリシエルハリエスパルケスケシビ閣下宛書翰」『遊歩場御用留 二』、『設置一件 三』674～5頁。

⁸²⁾ 「丁卯十二月十一日以書大隈守外老人ヨリ申上候 長崎表外国人遊歩場御普請成功期限ノ儀ニ付申上候書付 外国総奉行並外国奉行宛」『長崎競馬場遊歩場設置一件 一』前掲通信全覽編集委員会編『続通信全覽』所収 674頁。

6. おわりにかえて

明治新政府は、この遊歩道案を放棄せず、それを受け継いだ。対居留地政策は、新政府の中でも、優先順位が高かった。

1869（明治2）年、出島と築町、築町と新地、新地と梅ヶ崎をそれぞれ結ぶ出島橋、新大橋、梅香橋を架設、出島から大浦居留地バンドを結ぶ道路が出来上がった⁸³⁾。1870（明治3）年には、バンドと下り松を直線で結ぶ松ヶ枝橋を大浦川を架設、これで出島から解牛場までの道路が結ばれ、遊歩道が完成することになった。なお、南山手に公園を設置する案は実現しなかった。長崎の居留地の海岸沿いに、広い美しい道路（大浦バンド）ができたのは、もとをたどれば、1864年から幕府と各国外交団の間で本格的な交渉が開始された浦上新田への競馬場設置案に端を発していた。だが、明治期に入っても、幕府時代を受け継ぎ、遊歩範囲は旧御料地内に制限されていたから居留民たちの不満は続いていた⁸⁴⁾。

そして競馬場の方もついに実現しなかった。

明治期に入り、長崎の貿易港としての地位は、横浜、神戸の前に、大きく低下していくが、グラバー商会、オルト商会、クニッファー商会など、長崎の洋商たちの中には、横浜へ、あるいは1868年開港、開市された神戸、大坂の将来性を見込んでそこに拠点を移していくものたちがいた。したがって、競馬場設置を望んでも、それを支える人数と資金力が不足し、実現する見込みは、時間を下るにつれて小さくなっていった。

だが、長崎の居留民が持ち合わせていた競馬への意欲を失っていたわけではなかった。4節でふれた1866年7月21日のレース・コース・コミッティの参会者の中には、グラバー商会員をはじめとして、1868年に開始された神戸の競馬に積極的に参画することになる人物たちが多く含まれていた⁸⁵⁾。

ヒューズ、ヘルハウゼンは、馬主、騎手としてそれぞれ神戸の競馬の中核となり、グラバーも持馬を出走させる。なおヘルハウゼンは、1876年からしばらく横浜の競馬にも騎手として登場する。また1861年発足した長崎商業会議所の常任委員（3名）にグラバーとともに就任していたオルトも、神戸の競馬に自ら騎乗して持馬を出走させる。開港とともに神戸領事に転任したボードウアンも競馬クラブの役員に就任する。この日には顔を出していないが、グラバー商会の神戸支店の責任者となる K.R. マッケンジー Mackenjie も神戸の競馬を支える人物となった。

⁸³⁾ 以下、遊歩道の完成については、前掲菱谷「パークスの遊歩場構想について—出島趾復元の一示唆」、岡林隆敏「古写真に見る長崎外国人居留地建設と近代都市形成」岡林隆敏/林一馬/長崎市教育委員会編集『長崎古写真集』居留地篇 長崎市教育委員会 1995年 所収 125頁。

⁸⁴⁾ たとえば、「長崎県下外国人遊歩規程=関スル件」外務省調査部編纂『大日本外交文書』第8巻 日本国際協会 1940年 670～681頁。

⁸⁵⁾ 以下、神戸の競馬については、拙稿「神戸居留地における競馬（1）」『富山大学人文学部紀要』第25号 1996年9月、同「神戸居留地における競馬（2）」『富山大学人文学部紀要』第26号 1997年3月。

彼らは、長崎で果たせなかった競馬への想いを神戸で実現させたのである。

後から振り返れば、長崎に競馬場が設置される可能性が最も高かったのは、1866～67年であった。もしその時実現し、その後20世紀に入っても開催が継続されていたならば、上海などから雲仙、唐津などを訪れる西洋人の保養客を対象とした競馬場という存在になっていたかも知れなかった。もっとも競馬場候補地であった浦上新田には、1897（明治30）年九州鉄道の長崎駅（現・JR 浦上駅）が設置されるので、そのときには後の1927（昭和2）年競馬場が竣工した浦上新田北方の長崎市松山など別の土地に移転する必要が生まれただろうが。

